

IFRS サステナビリティ開示基準の最終化②

～IFRS S2（気候関連）～

Short Review

2023年8月

社会システム研究所
シニアアナリスト
三瓶 匡尚

1. はじめに

国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board、以下「ISSB」)が、2023年6月26日に、IFRS サステナビリティ開示基準(IFRS Sustainability Disclosure Standard、以下「IFRS SDS」)の第一弾として、全般的要求事項(IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information、以下「IFRS S1」)と気候関連開示要求事項(IFRS S2 Climate-related Disclosures、以下「IFRS S2」)を公表した。この2つの基準は、日本におけるサステナビリティ開示基準の開発にあたってのグローバル・ベースラインとなる。したがって、本邦のサステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan、以下「SSBJ」)は、これら基準に基づき、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の開発を進めている。本稿では、IFRS S2¹のうち、以下の点について言及する。

- IFRS S2 の特徴
- IFRS S2 の構成と目的
- コア・コンテンツ（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）
- IFRS S2 に適用されるプロポーショナルリティ（含む経過措置など）

2. IFRS S2 の特徴

まず、IFRS S2 は、IFRS S2 本文と、SASB 基準をベースに国際的な適用可能性を向上させるために修正開発された IFRS S2 実施に関する産業別ガイダンス(The Industry-based Guidance on Implementing IFRS S2、以下「IFRS S2 ガイダンス²」)から構成されている。IFRS S2 の主な特徴は以下の通りである。

¹ IFRS サステナビリティ開示基準ならびに IFRS S1 については、「IFRS サステナビリティ基準の最終化①～IFRS S1 を中心に～」(三瓶 2023)、日興リサーチレビュー2023年8月号を参照されたい。

² 公開草案では、IFRS S2 の一部として規範性を持つことが想定されていたものの、パブリックコメントを踏まえた再審議の結果、ISSB は IFRS S2 ガイダンスを例示的ガイダンスという位置づけとした。ただし、ISSB は、今後のさらなる協議を条件として、将来的には強制力のある(mandatory)ものとする意図を表明している。IFRS S2 Sustainability Disclosure Standard: Basis for Conclusions on Climate-related Disclosure の BC138 項において、“The ISSB also signalled its intention that disclosures based on the Industry based Guidance should at a future date become required disclosures, pending necessary amendments and subject to public consultation in accordance with the IFRS Foundation’s due process.”と記載がある。

- IFRS S1 に記載されている要求事項を基礎としつつ、一般目的財務報告の主要な利用者（以下「投資家等」）³の情報ニーズに応えるために、気候関連のリスク及び機会（Climate-related risk and opportunities、以下「CRO」）に関する重要な（material）情報の開示を企業に要求している
- TCFD 提言⁴の構成に基づき、かつ TCFD 提言の内容と整合的である
- 気候関連の物理的リスク及び移行リスク、ならびに気候関連の機会に関する重要な情報の開示を企業に要求している
- CRO に係る産業特有(industry-specific)の開示を要求している
- 産業特有の CRO の識別と開示に役立つ SASB 基準をベースにした産業別指標に係るガイダンス（IFRS S2 ガイダンス）を提供している

なお、企業が IFRS S2 に準拠した開示と表明するためには、IFRS S1 で規定されている開示要求事項も充足する必要があることにも留意されたい。

3. IFRS S2 の構成と目的

まず、IFRS S2 では、その開示の目的を「投資家等が、企業に対して資源の提供に係る意思決定を行う際に、有用な CRO に関する情報開示を求めること」としている。ここで、投資家等にとって「有用な CRO に関する情報」とは、「企業の prospects⁵に影響を及ぼすことが合理的に予想される」情報としている。

企業の Prospects に影響を与えることが合理的に期待できない CRO は、IFRS S2 の対象外となる。すなわち、企業に影響を与える可能性のある全ての CRO を対象にしているのではなく、あくまで投資家等が関心を有する CRO を開示対象にしていることを明確にしている。換言すれば、企業の財務に影響を及ぼす可能性のある情報のみを企業に求めているということである。

ただし、IFRS S1 第 2 項において、バリュー・チェーンを通じた環境や社会への影響は、時間の経過とともに、企業の Prospects に影響を及ぼす可能性に言及している点に留意する必要がある。

次に、IFRS S2 の構成は、図表 1 に示した通りである。上述の IFRS S2 の目的とスコープで示された

³ 「一般目的財務報告の主要な利用者」とは、IFRS S1 付録 A【定義】において、“Existing and potential investors, lenders and other creditors.”(既存および潜在的な投資家、貸し手、その他の債権者)と定義されている。

⁴ TCFD 提言の正式名称は、“Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures ”

⁵ IFRS サステナビリティ 関連開示基準では、公開草案に用いられていた“enterprise value”という用語に代わって、“prospects”という用語を使用している。この“prospect”は、記載の通り、「短期、中期又は長期にわたって、企業のキャッシュ・フロー、資金へのアクセス又は資本コスト」にかかわるものであることから、「見通し」という用語ではなく、敢えて“prospects”を使用している点に留意されたい。

CROに関する情報は、「コア・コンテンツ」において「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4項目に区分されている。図表2では、コア・コンテンツの4項目の目的をまとめた。以下、4項目の特徴について言及する。

図表1 IFRS S2の目的と構成

IFRS S2の構成	
目的	企業に資源の提供に係る意思決定を行う際に、利用者にとって有用なCROに関する情報開示を企業に求めること
スコープ	企業がさらされる気候関連リスク（物理的リスク及び移行リスク）、企業が利用できる気候関連の機会
コア・コンテンツ	ガバナンス
	戦略
	リスク管理
	指標と目標
【付録A】定義	
【付録B】適用ガイダンス	
【付録C】適用日と移行	2024年1月1日以後に開始する事業年度を報告対象期間として適用開始

(出所) IFRS S2 : Climate-related Disclosures により日興リサーチセンター作成

図表2 コア・コンテンツ

<p style="text-align: center;">ガバナンス</p> <p>CROを監視・管理・監督するためのガバナンスプロセス、統制及び手続き</p>	<p style="text-align: center;">戦略</p> <p>CROを管理するための戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CRO ・ ビジネスモデルとバリュー・チェーン ・ 戦略及び意思決定 ・ 財務状態、財務業績及びキャッシュ・フロー ・ 気候レジリエンス
<p style="text-align: center;">リスク管理</p> <p>CROを識別、評価、優先順位付け、及び監視するために用いたプロセス</p>	<p style="text-align: center;">指標と目標</p> <p>CROに関連する企業のパフォーマンス(含む企業が設定した目標・法律や規制が求める目標及びその進捗)</p>

(出所) IFRS S2 : Climate-related Disclosures により日興リサーチセンター作成

4. ガバナンス

ガバナンスの開示においては、企業がCROを監視・管理・監督するためのガバナンスプロセス、管理、手順を、投資家等が理解できるようにすることを目的としている。

この目的を達成するために、企業は以下の情報開示をしなければならない。

- CRO の監督に対して責務を有するガバナンス機関または個人
- CRO を監視・管理・監督するために用いられるガバナンスのプロセス、コントロール、及び手順における経営陣の役割

こうしたガバナンスに関する開示要求事項自体は、TCFD 提言の推奨開示事項と整合的であるが、それぞれにおいて、TCFD 提言にはなかった具体的な細則が以下の通り追加されている。

- CRO の監視に対して責務を有するガバナンス機関又は個人については、①当該機関または個人の責務が、企業の付託事項、義務およびその他の関連する方針にどのように反映されているか、②CRO に対応する戦略を監督するための適切なスキルと能力を入手可能であるか、または開発予定であるかどうかを、当該機関又は個人が決定する方法、③CRO の報告を受ける方法と頻度、④企業の戦略、重要事項の意思決定とリスク管理プロセスやその方針を監督する際に、CRO をどのように考慮するか、⑤目標設定の監督や進捗の監視方法（含む気候関連の業績評価指標が報酬制度に組み込まれているか）を開示しなければならない。
- ガバナンスのプロセス、コントロール及び管理における経営陣の役割については、①経営陣の役割が、特定の経営層の役職や委員会に委譲されているか、あるいは当該役職や委員会の監督方法、②CRO の監督をサポートするために、経営者が統制や手続きを利用しているか、またその場合、当該統制や手続きが他の内部統制とどのように統合されているかを開示しなければならない。

なお、CRO のガバナンス体制が他のサステナビリティ関連のリスク及び機会のガバナンス体制と統合されている場合には、IFRS S1 に基づくガバナンスの開示でカバーし、IFRS S2 での重複した記載は省略できる。

5. 戦略

戦略の開示においては、投資家等が、CRO を管理する企業の戦略と意思決定を理解できるようにすることを目的としている。具体的には、以下について開示しなければならない。

- 企業の Prospects に影響を及ぼすことが合理的に予想される CRO⁶

⁶ なお、当該リスク及び機会の識別にあたっては、IFRS S2 ガイダンスに記載されている産業別開示トピックの適用可能性を参照・検討しなければならない。参照・検討の上、適用しないという判断も可能である。

- CRO が企業のビジネスモデルとバリュー・チェーンに及ぼす現在および予想される影響
- 気候関連移行計画に関する情報を含む、企業の戦略と意思決定に対する CRO の影響
- CRO が、現在および将来の短期・中期・長期の財務状態、財務業績及びキャッシュ・フロー（以下「財務状態等」）に及ぼす影響
- 気候関連の変化・進展・不確実性に対応する企業の戦略とビジネスモデルの気候レジリエンス

戦略についても、TCFD 提言の推奨開示事項と整合的ではあるが、TCFD 提言にはなかった追加の開示要求事項が定められている。以下では公開草案に対するコメントから変更が行われた点を中心に説明する。

5.1 戦略と意思決定（含む移行計画）

戦略と意思決定（含む移行計画）では、CRO が企業の戦略及び意思決定に及ぼす影響を投資家等が理解できるような情報開示を目的としている。その具体的な開示要件をまとめたものが図表 3 である。ISSB は、公開草案に対するパブリックコメントを踏まえて、①CRO に対する企業の全体的な戦略と意思決定に関する開示要件事項と、②低炭素経済への移行を管理するための企業の計画(気候関連移行計画)に関連する開示要求事項に分けて、開示を求めている。

図表 3 戦略と意思決定（含む移行計画）の開示要件

企業が、気候関連のリスク及び機会にどのように対応したか、及び、どのように対応を計画しているか	企業が、（左記の）対応や対応計画にどのように資源配分をしているのか、及び、どのような資源配分を計画しているのか	過去に報告された計画に対する進捗状況（定量及び定性情報）
<ul style="list-style-type: none"> • 資源配分を含む企業のビジネスモデルが現在および将来に向けてどのように変化していくのか • 現在および予想される直接的・間接的な緩和および適応の取組みは何か • GHG排出量を含むあらゆる気候関連の目標をどのように達成しようと計画しているのか 		
<p>移行計画</p> <ul style="list-style-type: none"> • 移行計画策定時の主要な前提条件 • 移行計画が依存している依存関係 		

（出所） Introduction to IFRS S2:Climate-related Disclosures (IFRS)により日興リサーチセンター作成

①CRO に対する企業の全体的な戦略と意思決定については、まず、CRO に対する計画とその対応という点から、以下を開示しなければならない。

- 資源配分を含む企業のビジネスモデルが現在および将来に向けてどのように変化していくのか
- 現在および予想される直接的・間接的な緩和および適応の取組みは何か
- GHG 排出量を含むあらゆる気候関連の目標をどのように達成しようと計画しているのか

次に、こうした対応や計画に対して企業がどのように資源配分を行っているのか、どのような資源配分を計画しているかや、過去に示した計画の進捗状況にかかわる定量情報及び定性情報を開示しなくてはならない。

②低炭素経済への移行を管理するための企業の計画(気候関連移行計画)については、その計画策定時の主要な前提条件と、移行計画との依存関係を開示しなければならない。これは、「移行計画に係る開示の比較可能性と一貫性を高めるためには、さらなる(開示)要件が必要である」との公開草案に対する投資家等からのコメントを反映したものである。

このように TCFD 提言の推奨開示事項と整合的でありながらも、さらに詳細な開示を要求している。

5.2 現在および将来の財務状態等に与える影響

ここでは、CRO が企業の現在及び将来の財務状態等に与える影響を投資家等が理解できるような情報開示を目的としている。

そして、この目的を充足するために、企業は、定量情報及び定性情報の両方を開示しなければならない。なお、定量情報は、単一の数値による開示、範囲による開示、いずれも可能としている。具体的には、以下の情報開示が必要である。

- CRO が現在の財務状態等にどのように影響を与えたか
- CRO のうち、財務諸表に報告される資産及び負債の簿価に関して翌年度に重要な調整を生じさせるおそれのあるものは何か
- CRO を管理するための戦略を考慮した上で、企業の財務状態等が短期、中期、長期でどのように変化すると予想しているか

なお、将来の財政状態等に与える影響に係る定量情報の開示準備にあたり、企業の実務負荷を考慮して、それぞれの企業の状況に応じた開示が適用可能であるとしている(後述するプロポーシヨナリティ

の適用)。また、企業は、①将来の財務状態等と与える影響を個別には特定できない場合、②将来の財務状態等と与える影響に関する測定の不確実性が高く、結果として得られる定量情報が有用でない場合、③企業側に定量情報を準備できるだけのスキル、能力ならびにリソースを有していない場合、には定性情報のみの開示を容認している。

ただし、定量情報を提供できない理由、影響を受ける関連財務諸表科目を含む定性情報、ならびに他の要因との複合的な定量情報が有用な場合には当該定量情報を開示しなければならない。

5.3 気候レジリエンス

気候レジリエンスは、「気候関連の変化・進展・不確実性などに適応するための企業の能力」と定義されている。これには、気候関連のリスクを管理する能力（移行リスクと物理的リスクに対応できる能力と適応できる能力を含む）と気候関連の機会から便益を享受できる能力が含まれる。そして、気候レジリエンスには、戦略的レジリエンスとオペレーショナルレジリエンスの2つが認識されている。

気候レジリエンスの開示の目的は、企業が特定した CRO から生じる変化・進展・不確実性に対する当該企業の戦略やビジネスモデルのレジリエンスを投資家等が理解できるように情報を開示することにある。

この目的を達成するために、企業に対して自社の状況に見合ったアプローチによる気候関連のシナリオ分析を用いた気候レジリエンスの評価を求めている。その具体的な開示要求事項をまとめたものが図表4である。

図表4 気候レジリエンスに関する主な開示要求事項

	気候レジリエンスの評価	シナリオ分析自体の詳細
開示要件	<ul style="list-style-type: none"> 企業の戦略とビジネスモデルに対する評価から得られた示唆（もしあれば） 気候レジリエンス評価において考慮される重要な不確実性の領域 短期的、中期的および長期的な気候変動に対する企業の戦略及びビジネスモデルを適応・緩和させる能力 	<ul style="list-style-type: none"> シナリオ分析に用いたインプット シナリオ分析に用いた主要な前提条件 シナリオ分析を実施した報告期間
報告頻度	毎報告期間ごと	少なくとも戦略的計画期間ごとに実施

(出所) Introduction to IFRS S2: Climate-related Disclosures (IFRS)により日興リサーチセンター作成

気候関連のシナリオ分析には、定性的なシナリオから複雑な統計モデリングまで、幅広い実務が想定されるが、IFRS S2では、企業がどのシナリオを用いるべきかを特定していない。むしろ、関連性のあるシナリオを自ら特定し、そのシナリオに関する情報を開示することを求めている。つまり、シナリオ分析を実施した際に用いた仮定を開示することを求めている。

IFRS S2では、シナリオ分析に用いるアプローチを決定する際に、企業には過度に負担とならないよ

うに配慮されており、企業が各々の状況に見合ったアプローチを用いることを認めている。具体的には、報告日時点で過度なコスト又は労力をかけずに入手可能な合理的でかつ裏付け可能な情報を用いたシナリオ分析を求めている（プロポーショナルリティの適用）。

さらに、シナリオ分析を実施する際に、どのようなアプローチが企業の状況に見合っているのかを判断するために、企業はリスクと機会の両エクスポージャーの程度を検討する必要がある。例えば、企業のエクスポージャーが大きくなれば、精緻なシナリオ分析の必要性はより高まることになる。加えて、企業の置かれた状況によっては、気候関連のシナリオ分析を実施するための適切なスキル、能力及びリソースを検討していく必要がある。

このように、自社の状況に見合ったアプローチを前提としているものの、シナリオ分析を必須としている。これは、シナリオ分析に代わる代替的手段の活用を認めていた公開草案と比較すると厳しくなっていると見えよう。

シナリオ分析そのものについても、TCFD 提言に比べると詳細な開示が要求されている。例えば、シナリオ分析に用いたインプットについて、利用したシナリオが気候変動に関する最新の国際協定と整合しているかどうかや、シナリオの時間軸、シナリオ分析の対象となる事業範囲などの開示を求めている。

また、IFRS S2 では、シナリオ分析自体を毎年実施することを求めておらず、企業の戦略計画期間に沿ったシナリオ分析の更新を求めている。他方、気候レジリエンスの評価結果は、報告期間ごとに更新しなければならない。これは、気候の不確実性が企業のビジネスモデルや戦略に及ぼす影響に係る最新の洞察を求めているからである。

このように、気候レジリエンスについては、TCFD 提言と比べると、企業の実務負荷は大きくなる可能性がある。特にシナリオ分析については、こうした企業側の実務負荷の大きさに配慮し、自社の状況に見合ったアプローチとして、プロポーショナルリティが適用されているものと推察される。

6. リスク管理

リスク管理の開示は、気候関連のリスクマネジメントプロセスが企業全体のリスクマネジメントプロセスに統合されているのか、また、どのように統合されているのかを含めて、CRO を識別・評価・優先順位付け・監視するためのプロセスを投資家等が理解できるようにすることを目的としている。

この目的を達成するために、以下の情報開示をしなければならない。

- ① 気候関連のリスクを識別・評価・優先順位付け・監視するためのプロセス及び方針
- ② 気候関連の機会を識別するために気候関連シナリオ分析の利用の有無、およびその利用方法を含む、この機会を識別・評価・優先順位付け・監視するためのプロセス
- ③ CRO に係る前述のプロセスが、企業全体のリスクマネジメントプロセスにどの程度、また、どのように統合されているか

- ④ 機会についての開示
- ⑤ リスクの識別、評価、優先順位付け、監視するために使用するプロセスと方針に係る細則（例えば、使用するインプット・パラメータ、過去の報告期間と比較して、プロセスの変更の有無、及びどのように変更したかなど）

特に、④、⑤は、TCFD 提言にはなかった開示要求事項である。

なお、企業が同じリスク管理プロセスを使用して、気候関連だけでなくサステナビリティ関連のさまざまなリスクと機会を管理している場合には、個別にリスク管理の開示を行うのではなく、統合したリスク管理の開示を求めている。

7. 指標と目標

指標と目標の開示は、企業の設定した目標や法律・規制によって達成が求められている目標に対する進捗状況を含め、企業の CRO に関連するパフォーマンスを投資家等が理解できるようにすることを目的としている。この目的を達成するために求められる開示要求事項をまとめたものが図表 5 である。指標においては、産業横断的指標と産業別指標の開示が求められている。

図表 5 指標と目標における開示要求事項

指標		目標
産業横断的指標	産業別指標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ GHG排出量（絶対額） ・ 気候関連の移行リスク ・ 気候関連の物理的リスク ・ 気候関連の機会 ・ 資本投下 ・ 内部炭素価格 ・ 報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社のビジネスモデル、活動などを特徴づける産業別指標の開示（IFRS S2ガイダンスの参照、適用可能性の検討要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が設定した定量的・定性的な気候関連の目標 ・ 法令などで達成が求められている目標 ・ 目標をレビューするアプローチと進捗状況の監督方法 ・ 目標に対する実績とその実績の傾向又は変化の分析

(出所) IFRS S2 Sustainability Disclosure Standard: Climate-related Disclosures により日興リサーチセンター作成

7.1 産業横断的指標

産業横断的指標とは、CRO をマテリアルな情報であると判断した全ての企業に開示が求められる指標である。これまで TCFD 提言において開示が推奨されていた産業横断的指標（GHG 排出量・移行リスク・物理的リスク・気候関連の機会・資本投下⁷・インターナル・カーボンプライス・報酬）⁸は全て開示しなければならない。このうち、GHG 排出量について以下で言及する。

⁷ 資本投下（capital deployment）とは、具体的には、CRO に向けた資本支出、資金調達や投資を指す。

⁸ 産業横断的指標のうち、移行リスク、物理的リスク、気候関連の機会については、過度なコスト又は労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を利用することとされ、プロポーシヨナリティの適用対象の開示要求事項である。

7.2 GHG 排出量

GHG 排出量に係る主な開示要求事項には、GHG プロトコル基準⁹、スコープ 1、スコープ 2 の GHG 排出量、スコープ 3 の排出量などが挙げられる。なお、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の GHG 排出量は、GHG プロトコル基準に基づいて測定を行い、カーボン・クレジット等考慮前の総額（グロス）排出量の開示が求められている。

7.2.1 GHG プロトコル基準

スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の GHG 排出量は、GHG プロトコル基準に基づく測定をしなければならない。ただし、国が企業に対して GHG 排出量の測定に GHG プロトコル基準と異なる手法を用いることを求めている場合は、当該方法の使用を認めている¹⁰。

なお、企業が法域の影響と関係なく、任意に GHG プロトコル基準以外の方法で GHG 排出量を測定している場合、GHG プロトコル基準への移行のための経過措置が設けられている。このとき、企業は、IFRS S2 適用初年度においては異なる測定方法を用いることができる。ただし、2 年目以降は GHG プロトコル基準による測定が必要である。

7.2.2 スコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量

スコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量については、連結企業グループ（親会社+連結子会社）と、それ以外（関連会社、ジョイントベンチャー及び非連結子会社等）に区分して開示しなければならない。

また、スコープ 2 の GHG 排出量は、ロケーション基準での GHG 排出量を開示する必要がある。さらに、投資家に対する理解を深めることを目的に、企業が購入した電気などに関する契約文書を開示することも求められている。

7.2.3 スコープ 3 の GHG 排出量

スコープ 3 の GHG 排出量の開示では、バリュー・チェーン全体（上流および下流）を考慮した上で、「GHG プロトコル企業のバリューチェーン（スコープ 3）の算定・報告基準」（the GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting、以下「本算定・報告基準」）に定められた 15 のカテゴリーすべてを検討し、必要と判断したカテゴリーについての排出量を開示しなければならない。なお、企業が本算定・報告基準に従って測定を行っていない場合でも、カテゴリー別の開示が必要とされている。

スコープ 3 の測定には、直接測定値よりも、むしろ推定値が用いられることが想定される。そのため、

⁹ GHG プロトコル基準とは、スコープ 1 とスコープ 2 GHG 排出量の算定を対象とする GHG プロトコル・コーポレート基準（A Corporate Accounting and Reporting Standard (2004)）とスコープ 3 GHG 排出量の算定を対象とする GHG プロトコル企業のバリューチェーン（スコープ 3）の算定・報告基準（Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (2011)）によるが、ここではこれをまとめて GHG プロトコル基準と総称している。

¹⁰ 例えば、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づく測定などがこれに該当するものと思われる。

スコープ3のGHG排出量の測定が「忠実な表現」¹¹となるように測定方法、インプット及び仮定を用いなければならない。なお、IFRS S2 付録Bにおいてスコープ3の測定フレームワークを詳細に説明している。

スコープ3の測定にあたって使用される測定方法、インプット及び仮定の選定は、プロポーショナルリテイの対象であり、過度なコスト又は労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を利用することが可能であり、企業側の実務負荷に対する配慮がなされている。さらに、スコープ3のGHG排出量については、適用初年度のみ開示を省略できるという経過措置も設けられている。

7.2.4 Financed Emission

IFRS S2は、資産運用会社・商業銀行・保険会社などに対して、カテゴリ15（投資）で投融資を通じたファイナンスに係る排出、すなわち、Financed Emission（以下「FE」）の開示を求めている。FEはGHG排出量をスコープ1からスコープ3に区分して、ファイナンスに係るGHG総排出量を開示することとなる。

商業銀行・保険会社については、投融資先の産業別GHG排出量の開示を求めている。資産運用会社・商業銀行・保険会社の各産業の開示要求事項は、IFRS S2 付録Bに詳細を定めている。

7.3 産業別指標

産業別指標の開示の理由として、CROの影響は企業活動（ビジネスモデルなど）や産業によって大きく異なり、投資家等が理解するにあたり重要とされているためである。

産業別指標を特定するにあたって、IFRS S2 ガイダンス（以下「本ガイダンス」）で特定された自社の属する産業における開示トピックとそれに関連する産業別指標を参照し、その適用可能性を検討することになる。本ガイダンスは、SASB基準をベースに国際的な適用可能性を向上させるために修正開発されたものである。本ガイダンスで示された開示トピックは、企業に影響を及ぼす可能性が最も高いと認識されたCROであり、その中には重要性のある情報につながる可能性が高い指標が含まれている。

ただし、本ガイダンスは、現時点においては例示的ガイダンスにとどまる。企業としては、本ガイダンスの適用可能性を検討した結果、自社には適さないと判断した場合、当該開示トピックを利用しないことも可能である。この点は、公開草案において強制適用とされた位置づけからは緩和された。

他方で、ISSBは、SASB基準を将来的には強制適用したい意向を表明しており¹²、「SASB基準の国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASB基準・タクソノミのアップデート」という公開草案を公表している。本ガイダンスは、あくまで、例示的ガイダンスではあるものの、将来的には強制適用となる可能性も否定できない。

いずれにしても、企業は、本ガイダンスを参照の上、その適用可能性を検討するというプロセスを踏

¹¹ 「忠実な表現」については、IFRS S1 Appendix D Faithful representation (D9 項～D15 項)を参照のこと。

¹² 脚注2を参照されたい。

まなければならないので、そこでの開示トピックと指標について、あらかじめ理解を深めておくことが賢明であろう。

7.4 目標

目標については、企業が設定した定量的・定性的な気候関連の目標だけではなく、法令により達成が求められる目標についても開示しなければならない。こうした目標そのものに係る詳細な開示要求事項に加えて、その目標を見直すためのアプローチや目標達成に向けた進捗状況の監督方法、及び目標に対する実績とその実績の傾向・変化の分析を開示しなければならない。換言すれば、目標達成に向けたPDCA そのものの開示を求めていると言える。また、GHG 排出量の目標について詳細な開示を求めている（図表 6 参照）。

図表 6 目標に関する開示要求事項

	開示要求事項
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定に使用される指標 ・マイルストーン及び中間目標 ・目標の目的 ・定量目標の場合、絶対量目標か原単位目標か ・目標の対象企業 ・気候変動に関する最新の国際協定が、どのように目標に情報を提供したか ・目標達成期間 ・基準年
目標の見直し、及び進捗状況を監視する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・目標又は目標設定の方法についての第三者検証の有無 ・目標を見直すプロセス ・目標達成の進捗状況を監視するための指標 ・目標の見直しとその説明
目標の実績やその傾向分析	<ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績とその実績の傾向又は変化の分析
GHG排出量の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の対象となるGHG ・スコープ1,2,3のいずれが目標か ・目標が総排出量か、オフセット考慮後の純排出量か （純排出量が目標の場合には、総排出量の目標開示も必要） ・目標がセクターの脱炭素アプローチに基づいているか ・GHG排出量相殺するためのカーボンプレジットの利用計画 <ul style="list-style-type: none"> > 純排出量目標達成に、カーボンプレジットにどの程度またどのように依存するか > カーボンプレジットの検証又は認証する第三者機関 > カーボンプレジットの種類（自然由来か、技術的な炭素除去かなど） > カーボンプレジットの信頼性及び誠実性を理解するための情報

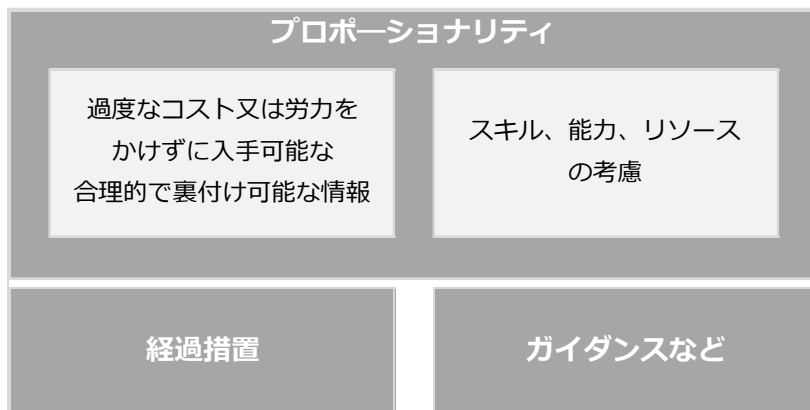
（出所）IFRS S2 Sustainability Disclosure Standard: Climate-related Disclosures により日興リサーチセンター作成

8. IFRS S2 に適用されるプロポーショナリティ（含む経過措置など）

公開草案に対するフィードバックでは、IFRS SDS の必要性には多くの賛同が寄せられた一方で、その開示対応に係る企業側のリソース・能力や準備状況は様々であることから、こうした企業のリソース・能力や準備状況を考慮すべきであるとの声も寄せられた。

こうした声を踏まえ、ISSB は、企業側の開示負担の軽減と投資家等にとっての情報の有用性のバランスをはかった。プロポーショナリティ (Proportionality) や経過措置などの規定は、企業が IFRS SDS を適用するにあたり、投資家等の意思決定に有用な質の高い情報を提供できるよう、報告実務と体制整備の時間を確保するために導入された措置である（図表 7 参照）。

図表7 プロポーシヨナリティや経過措置など企業側の開示準備負荷への配慮



(出所) Project Summary IFRS Sustainability Disclosure Standards により日興リサーチセンター作成

8.1 プロポーシヨナリティ

ISSB は、できる限り多くの企業に IFRS SDS を適用した開示を期待している。このため、IFRS SDS では、企業の能力や開示のための準備状況に応じた開示を認める特定の開示要求事項を設けている。この IFRS SDS の開示準備に係る企業側の能力やリソースなどに配慮した開示を認めることが、プロポーシヨナリティである。具体的には図表7に示した通り、プロポーシヨナリティを利用できる基準として、「過度なコスト又は労力をかけずに入手可能¹³な合理的で裏付け可能な情報¹⁴」と「企業側のスキル、能力、リソースの考慮」の2つの基準を設けている。ただし、プロポーシヨナリティは、あくまでも特定の開示要求事項を対象にしたもので、全ての開示要求事項を対象とはしていない。

まず、IFRS S2 において「過度なコスト又は労力をかけずに入手可能な合理的で裏付け可能な情報」というプロポーシヨナリティを適用できる開示要求事項は、①企業の Prospects に影響を及ぼす CRO の識別 SRO の識別、②CRO による予想される財務影響、③特定の産業横断的指標（移行リスク、物理的リスク及び機会）の計算、④バリュー・チェーンの範囲の決定、⑤気候関連シナリオ分析、⑥スコープ3の測定に用いる測定手法、インプット及び仮定の選択を対象としている。

「企業側のスキル、能力やリソースの考慮」を適用できる開示要求事項は、「CRO において予想される財務影響」と「気候関連シナリオ分析」を対象としている。

8.2 経過措置

経過措置については、適用初年度に限り、以下の開示要求事項を対象として規定が設けられている。

¹³ 「過度なコスト又は労力をかけずに入手可能」とは、「企業は、求められる情報を網羅的に調査する必要はなく、それらの情報は過度なコスト又は労力をかけずに入手可能なものであるべきである」（BC13 項）と定められている。

¹⁴ 「合理的で裏付け可能な情報」とは、「①既に保有している情報を含め、合理的に入手可能なすべての情報を企業が考慮し、企業が既知の情報を無視することは禁じられていること、②情報を用いるための適切な根拠を企業が有し、IFRS S1 の要求事項を裏付け可能な情報であって、③報告日時点で企業が入手可能な、過去、現在または将来の情報（含む将来の状況予測）を考慮していること」（BC12 項）と定義されている。

- GHG 排出量（スコープ 1 及びスコープ 2）について、IFRS S2 適用初年度以前から、任意で GHG プロトコル基準以外の基準を使用していた場合、当該他の基準を使用して測定できる
- スコープ 3 の GHG 排出量については、開示を省略できる

なお、最初の年次報告期間においては、①サステナビリティ関連財務情報開示の報告時期は上半期の期中報告書公表と同時でも認める、②比較情報の開示が免除される、③気候関連以外の重要性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会の開示を省略できる。これらは IFRS S1 における経過措置と一致している。

8.3 ガイダンスなど

IFRS SDS の支援ツールとして、ISSB はガイダンスも提供している。1 つは、「適用ガイダンス (Application Guidance)」であり、もう 1 つは、「付随ガイダンス (Accompanying Guidance)」である。両者の位置付けは、前者が IFRS S2 を構成するガイダンスであるのに対し、後者は IFRS S2 に付属しているが、IFRS S2 のひとつの側面を例示したもの、いわゆる参考文書に該当する。したがって、解釈指針の提供を目的とはしていない。

IFRS S2 に関する適用ガイダンスとしては、以下のガイダンスが現時点で提供されている。

- 気候レジリエンスの評価（含むシナリオ分析）
- GHG 排出量（含む FE）の測定に係るフレームワーク
- 産業横断的指標（移行リスク・物理的リスク・機会・資本投下・内部炭素価格・報酬）に係る開示を準備する際に考慮すべき点
- 気候関連目標に係る情報開示（気候関連目標の特性、GHG 排出量）

他方、IFRS S2 に係る付随ガイダンスとしては、以下のガイダンスが現時点で提供されている。

- 産業横断的指標の例示
- GHG 排出量の集約と分解に係る設例
- IFRS S2 ガイダンス

図表 8 は、IFRS S2 に適用されたプロポーシヨナリティと経過措置をまとめたものである¹⁵。ISSB は、IFRS S2 の適用を容易にできるようにするために、引き続きガイダンスや教材の提供を予定している。

図表 8 IFRS S2 に適用されたプロポーシヨナリティ（含む経過措置など）

適用対象領域	プロポーシヨナリティに 対処するメカニズム		経過措置	適用を容易にするための 追加の明確化メカニズム	
	合理的で 裏付け可能な情報 ¹	スキル、能力、 リソースの考慮		「できない」という 概念 ²	ガイダンス、教材、 その他適用容易化 するための努力
リスクと機会の特定	●				●
現在の財務影響				●	●
予想される財務影響	●	●		●	●
バリューチェーンの範囲の 決定	●				●
気候関連シナリオ分析	●	●			●
スコープ1及び スコープ2測定			●		●
スコープ3の測定	●		●		●
特定の産業横断的指標カテ ゴリにおける指標の計算	●				●
その他の分野 (例：初年度報告期間にお ける報告の時期と 比較情報の提供)			●		●

(出所) IFRS S2 IFRS Sustainability Disclosure Standard : Basis for Conclusions on Climate-related Disclosures
により日興リサーチセンター作成

¹ 「合理的で裏付け可能な情報」とは、「過度なコスト又は労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報」を指す

² 「できない」(Unable to do so) という概念について。公開草案で使用されていた「できない」という用語が、IFRS S1 では使用されなくなった;しかし、この概念は、本開示基準では「現在または予想される財務影響が個別に識別可能であるかどうか、またはそれらの影響の見積りに伴う測定の不確実性のレベルが非常に高く、結果として得られる定量的な情報が役に立たないかどうかによって明確にされる。」として用いられている。

9. おわりに

最終化された IFRS S2 は、今後の気候関連財務情報開示基準のグローバル・ベースラインとなるものである。これまで、企業は TCFD 提言に基づいて気候関連財務情報開示を進めてきたところであるが、早晚、以下の点を考慮すると、TCFD 提言に基づく開示に取って代わることが想定される。

- SSBJ は、IFRS S2 をベースにした日本版 S2 基準開発を進行中¹⁶

¹⁵ プロポーシヨナリティや経過措置などは、IFRS S2 だけでなく、IFRS S1 にも適用されている。IFRS S1 における当該ガイダンスについては、三瓶 (2023) 参照。

¹⁶ <https://www.asb.or.jp/jp/project/plan-ssbj.html>

- CDP の環境開示プラットフォームにおける気候変動開示において、2024 年の質問書から現行の TCFD 提言ベースから IFRS S2 ベースに移行することを表明¹⁷
- 金融安定理事会（Financial Stability Board : FSB）が担っている TCFD のモニタリング機能を ISSB に引き継ぐことを決定¹⁸

このように、規制当局をはじめとして気候関連の基準設定主体を中心に、TCFD 提言に基づく開示から IFRS S2 へのシフトが始まっている。

TCFD 提言に賛同している日本企業（含む機関）の数は 1,389 社（2023 年 6 月 26 日時点）と、全世界の賛同社数 4,637 社の約 30%を占めている。また、コーポレートガバナンス・コードにおいても、プライム市場に上場する企業については、TCFD 提言に基づく気候関連開示が求められてきたところである。TCFD 提言に基づく開示対応を進めてきた日本企業にとっては、幸いにも IFRS S2 対応のための地ならしを行ってきたとも言えるかもしれない。

もちろん、TCFD 提言と比較すれば、本開示基準の開示要求事項は細かく、企業側の開示準備の負荷は大きくなるものと思われるが、これまで培ってきた知見などを十分に転用できる部分も相応にあるものと期待されるところである。

したがって、企業には、今から社内体制の見直しなどをはじめ、これまで行ってきた TCFD 提言による開示を下敷きとして、来るべき本開示基準に基づく開示の準備を進めていくことがよいだろう。

参考文献

三瓶匡尚（2023）「IFRS サステナビリティ開示基準の最終化①～IFRS S1（全般的要求事項）を中心に～」、日興リサーチレビュー2023年8月号

IFRS/International Sustainability Standard Board (2023/6), 『IFRS S1 Sustainability Disclosure Standard: General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information』

<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s1-general-requirements/>

IFRS/International Sustainability Standard Board (2023/6), 『IFRS S2 Sustainability Disclosure Standard: Climate-related Disclosures』

<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s2->

¹⁷ <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/cdp-to-incorporate-issb-climate-related-disclosure-standard-into-global-environmental-disclosure-platform/>

¹⁸ <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/07/foundation-welcomes-tcf-responsibilities-from-2024/>

[climate-related-disclosures.html/content/dam/ifrs/publications/html-standards-issb/english/2023/issued/issbs2/](https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s2-climate-related-disclosures.html/content/dam/ifrs/publications/html-standards-issb/english/2023/issued/issbs2/)

IFRS/International Sustainability Standard Board (2023/6), 『IFRS S2 Sustainability Disclosure Standard: Basis for Conclusions on Climate-related Disclosures』

<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s2-climate-related-disclosures.html/content/dam/ifrs/publications/html-standards-issb/english/2023/issued/issbs2/>

IFRS/ International Sustainability Standard Board (2023/7), 『Project Summary IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information, IFRS S2 Climate-related Disclosures』

(END)